

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について<鹿児島県所管分(鹿児島市を除く)>

【小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	柁城小学校	始良市加治木町仮屋町248	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.04,Ctu・Sd=0.49	-	-	耐震改修済 Iso=0.7

【病院、診療所】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
2	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.13, Ct・Sd=0.77	-	-	
3	肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.06,Ctu・Sd=0.66	-	-	耐震改修済 U=1.25
4	独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター (病棟)	指宿市十二町4145	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.05,Ctu・Sd=0.36	-	-	耐震改修済 U=1.25
5	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川字池尻4513	病院	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」(2001年版)	Is/Iso=3.21	-	-	

【ホテル、旅館】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
6	指宿いわさきホテル (本館A棟)	指宿市十二町 3805番地1	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_{so}=0.20, C_{tu} \cdot S_d=0.07$	建替え	令和7年度 着手予定	
7	指宿いわさきホテル (本館C棟・玄関棟)	指宿市十二町 3805番地1	ホテル	-	-			
	本館C棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_{so}=0.39, C_{tu} \cdot S_d=0.13$	建替え	令和7年度 着手予定	
	玄関棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_{so}=0.25, C_{tu} \cdot S_d=0.09$	建替え	令和7年度 着手予定	
8	指宿いわさきホテル (本館B棟・ジャングル棟他)	指宿市十二町 3805番地1	ホテル	-	-			
	本館B棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_{so}=0.64, C_{tu} \cdot S_d=0.19$	建替え	令和7年度 着手予定	
	ジャングル棟他			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年版)に定める「第2次診断法」及び「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s/I_{so}=0.12, C_{tu} \cdot S_d=0.04$ (鉄骨造部分 $I_s=0.45, q=1.82$)	建替え	令和7年度 着手予定	
9	霧島いわさきホテル (新館)	霧島市牧園町 高千穂3958番地	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_{so}=1.0, C_{tu} \cdot S_d=0.24$	-	-	耐震改修済 Rt=0.99
10	指宿シーサイドホテル	指宿市十町 1912番地	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.26, C_{tu} \cdot S_d=0.16$	建替え	令和7年度 着手予定	

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に 対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
11	指宿フェニックスホテル	指宿市十二町 4320番地	ホテル	-	-			
	1・6号棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=0.37, C_{tu} \cdot S_d=0.19$	建替え	令和7年度 着手予定	
	2・5号棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=0.62, C_{tu} \cdot S_d=0.32$	建替え	令和7年度 着手予定	
	3号棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=0.35, C_{tu} \cdot S_d=0.22$	建替え	令和7年度 着手予定	
12	霧島国際ホテル (本館)	霧島市牧園町 高千穂3930番 地12	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」 (2001年版)に定める「第3次診断法」	$I_s/I_o=0.26, C_{tu} \cdot S_d=0.12$	-	-	耐震改修済
13	ホテル霧島キャッスル	霧島市牧園町 高千穂3878番 地	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨 鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 に定める「第2次診断法」(2009年版)(非充 腹)	$I_s/I_o=0.84, C_{tu} \cdot S_d=0.35$	耐震改修	検討中	G=1.1
14	霧島観光ホテル (南館)	霧島市牧園町 高千穂3885番 地	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=1.03, C_{tu} \cdot S_d=0.55$	-	-	耐震改修済 U=1.1
15	かごしま空港ホテル	霧島市溝辺町 麓616番地1	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=1.04, C_{tu} \cdot S_d=0.31$	-	-	耐震改修済 令和6年度 除却済
16	指宿白水館 (薩摩客殿)	指宿市東方 12126番地12	旅館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=1.08, C_{tu} \cdot S_d=0.54$	-	-	耐震改修済
17	指宿白水館 (花の棟・磯客殿)	指宿市東方 12126番地12	旅館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定 める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o=1.02, C_{tu} \cdot S_d=0.50$	-	-	耐震改修済

【体育館（一般公共の用に供されるもの）】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
18	垂水中央運動公園体育館	垂水市田神3000	体育館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.39,Ctu・Sd=0.31	-	-	耐震改修済

【保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
19	大隅地域振興局本庁舎	鹿屋市打馬二丁目16-6	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.03, Ct・Sd=0.44	-	-	耐震改修済 U=1.25
20	薩摩川内市役所本庁舎 (A棟・B棟)	薩摩川内市神田町3番22号	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.13,Ctu・Sd=0.71	-	-	耐震改修済 U=1.25
No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
21	指宿市役所	指宿市十町2424番地	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.05,Ctu・Sd=0.65	-	-	耐震改修済 U=1.25

【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
22	川内山形屋 (旧館・新館)	薩摩川内市西向田町9番6号	百貨店	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.06,Ctu・Sd=0.66	-	-	耐震改修済 Z=1.0

【車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に 対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
23	鹿児島空港ビルディング (国内線)	霧島市溝辺町 麓822番地	空港	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基 準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに 基づく命令及び条例の規定(構造耐力上に 係る部分(構造計算にあつては、地震に係る 部分に限る。)に限る。)に適合するものであ ることを確認する方法	確認できる	-	-	耐震改修済

耐震診断の方法と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の指標

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」(2001年版)	-	-	$1.0 \leq I_s/I_o$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_o < 0.5$ 又は $C_t \cdot S_d < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_o$ かつ $0.3 \leq C_t \cdot S_d \leq 1.25$
			$1.25 < C_t \cdot S_d$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_o < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_o$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(充腹材)	$I_s/I_o < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_o$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(非充腹材)	$I_s/I_o < 0.5$ 又は $C_{tu} \cdot S_d < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_o$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{tu} \cdot S_d$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力上に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	-	-	確認できる
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成18年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、

震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

(※)備考に記入のない場合は、Z(地域指標)=0.8, Rt(振動特性係数)=1.0, G(地盤指標)=1.0, U(用途指標)=1.0とする。